

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	電源開発相賀測水所購入
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 田中 雄三 和歌山県田辺市中万呂142
契約締結日	令和 8年 3月23日
契約の相手方の氏名及び住所	電源開発株式会社 東京都中央区銀座6丁目15番1号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥6,706,944-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥7,465,739-
随意契約によることとした理由	<p>本件は電源開発株式会社が所有している「相賀測水所」を購入するものである。河川管理施設である相賀水位流量観測所は、平成23年度紀伊半島大水害で観測所敷高より水位上昇で水没被災したため、恒久的な耐水化（既往最大水位であった紀伊半島大水害でも継続観測可能）対策を実施する必要があった。しかし、①恒久的な耐水化施設を設置するための費用が高額であること②当該観測所は国定公園及び世界遺産指定地内にあり諸法令（「自然公園法」「文化遺産国際協力法」）による関係機関協議が長期間にわたること等の理由により新規に耐水化対応した観測所を設置することが困難であった。</p> <p>そのため相賀水位流量観測所の近傍にある「相賀測水所」について所有者である電源開発株式会社と協議したところ、令和6年10月に廃止の方針が決定されていることが判った。「相賀測水所」の高水位相関性・健全度調査・耐震計算を検証したところ、河川管理施設として求められる水文観測所としての機能を有していることを確認した。</p> <p>既存施設である「相賀測水所」を河川管理者の水文観測所として供用することは、①紀伊半島大水害でも継続観測が可能であること②相賀水位流量観測所の耐水化対策より安価であること③関係機関協議が短期間で済むこと等の理由から購入する方針とした。</p> <p>なお「相賀測水所」は電源開発株式会社の所有物であり、契約相手方として随意契約するしかない。</p> <p>以上により、本件の購入にあたり上記契約の相手方と随意契約するものである。</p>
備 考	